



宮 崎 県 公 報

令和元年9月9日(月曜日) 第37号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定……………(自然環境課) 1	
○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道路保全課) 1	

○河川予定地の指定……………(河川課) 1	
公 告	
○鳥獣捕獲等事業の認定……………(自然環境課) 1	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 1	
○砂利採取業務主任者試験の実施……………(企業振興課) 2	

告 示

宮崎県告示第 292号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字毛牛草山丁 691-72
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字毛牛草山丁 691-72(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 293号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

令和元年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間
16	県道	稲葉崎 平原線	延岡市共栄町1番1地先から同市構口 町一丁目5386番まで

宮崎県告示第 294号

河川法(昭和39年法律第 167号)第56条第1項の規定により、河川予定地を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の1の河川に係る2の町(大字・字)の区域内の土地のうち、別紙図面に赤色で着色した部分の区域内の土地

1 河 川

河川の名称		区 域
水系名	河川名	
一ツ瀬川	今川	宮崎市佐土原町、西都市

2 町(大字・字)

(別紙図面省略)

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の2の規定により、次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定をした。

令和元年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 事業者の名称
岩切環境技研株式会社
- 2 事業者の住所
宮崎市大塚台西三丁目40番地10
- 3 事業者の代表者の氏名
岩切 重人

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームプラザナフコ延岡南店 延岡市石田町4446番の3 外5筆</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更 令和元年7月24日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和元年9月9日から令和元年10月9日まで</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 令和元年9月9日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームプラザナフコ延岡南店 延岡市石田町4446番の3 外5筆</p> <p>2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更 令和元年7月24日</p> <p>3 意見の概要 意見なし</p> <p>4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 令和元年9月9日から令和元年10月9日まで</p> <hr/> <p>砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、令和元年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。 令和元年9月9日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 試験の日時 令和元年11月8日(金曜日)午前10時から正午まで</p> <p>2 試験の場所 宮崎市旭1丁目3番6号 宮崎県庁7号館 742号室</p> <p>3 受験願書の受付期間 令和元年10月1日(火曜日)から10月18日(金曜日)まで(土</p>	<p>曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、10月18日付けの消印のあるもので有効とする。</p> <p>4 受験願書の提出先 宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県商工観光労働部企業振興課</p> <p>5 受験願書の提出方法 郵送又は持参</p> <p>6 受験手数料 8,100円(宮崎県収入証紙により納付すること。)</p> <p>7 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布する。 郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。 なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。 ・ 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課(電話0985-26-7095)に問い合わせること。
---	--